

令和 8 年（家）第 1 5 8 号

横浜市神奈川区栄町 1 6－1 アミティ横浜 1 4 0 7
申立人 篠原 勝美
本籍神奈川県横浜市港南区上大岡東一丁目 4 0 番
最後の住所横浜市西区みなとみらい五丁目 3 番 1－0－1 1 0 1 号
不在者 篠原 小夜美
昭和 2 9 年 7 月 2 7 日生
届出期間満了日 令和 8 年 12 月 15 日
横浜家庭裁判所

令和 8 年（家）第 6 8 号

岡山県岡山市南区大福 67 6 番地 6
申立人 阿部 洋平
本籍鳥取県境港市三軒屋町 5035 番地
最後の住所根県松江市中原町以下不詳
不在者 阿部 修
昭和 19 年 11 月 23 日生
届出期間満了日 令和 8 年 11 月 24 日
松江家庭裁判所

令和 8 年（家）第 5 5 9 3 号

神奈川県川崎市幸区古市場 1781 番地 3
新川崎グランドハイツ 112
申立人 布施多美江
本籍北海道標津郡標津町字古多糠基線 46 番地
最後の住所不明
不在者 千葉 繁
昭和 20 年 2 月 6 日生
届出期間満了日 令和 8 年 11 月 19 日
東京家庭裁判所

令和 8 年（家）第 5 3 3 4 号

熊本県八代郡氷川町有佐 395 番地
申立人 今田 律子
本籍熊本県八代郡氷川町有佐 395 番地
最後の住所アメリカ合衆国ハワイ州ホノルル
以下不明
不在者 今田 静江
明治 38 年 3 月 17 日生
届出期間満了日 令和 8 年 11 月 18 日
東京家庭裁判所

失 踪 宣 告

令和 7 年（家）第 7 1 9 1 号

本籍静岡県御殿場市中山 256 番地
最後の住所アメリカ合衆国 フロリダ州以下
不詳
不在者 中野富士男
昭和 15 年 11 月 22 日生
令和 8 年 7 月 16 日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所
裁判所書記官

令和 7 年（家）第 9 8 6 2 号

本籍東京都練馬区氷川台二丁目 17 番
最後の住所東京都練馬区錦 2 丁目 7 番 5 号ド
ミール錦 101
不在者 鈴木 金次郎
昭和 24 年 12 月 15 日生
令和 8 年 7 月 16 日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所
裁判所書記官

令和 7 年（家）第 8 4 号

本籍鹿児島県奄美市笠利町大字万屋 71 番地
最後の住所鹿児島県奄美市笠利町大字万屋 71 番
地（万屋住宅 4 号棟 44 8 号）
不在者 原 伸男
昭和 43 年 11 月 25 日生
令和 8 年 7 月 16 日失踪宣告審判確定
鹿児島家庭裁判所名瀬支部裁判所書記官

令和 7 年（家）第 5 0 6 号

本籍熊本県熊本市北区龍田三丁目 2531 番地 22
7
最後の住所熊本市北区龍田 3 丁目 19 番 12 号
不在者 坂田あや子
昭和 24 年 3 月 6 日生
令和 8 年 7 月 7 日失踪宣告審判確定
熊本家庭裁判所
裁判所書記官

除 権 決 定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権
利について公示催告をしたところ、定められた下
記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は
権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前
記権利は失権する。
令和 8 年（ハ）第 1 号
佐賀市伊勢町 17 番 8 号
申立人 吉田 善行
権利の届出の終期 令和 8 年 7 月 15 日
令和 8 年 7 月 21 日 唐津簡易裁判所

（別紙） 目 録

1 土地 唐津市浦字黒崎 5064 番 1
宅地 158.95 平方メートル
2 登記年月日番号 佐賀地方法務局唐津支局明治
45 年 2 月 22 日受付第 1163 号
3 登記した権利の内容
登記の目的 賃借権設定仮登記
原因 明治 45 年 2 月 20 日唐津区裁判所仮処分命
令
借賃 1 年 80 円 80 銭
存続期間 明治 40 年 12 月 8 日より明治 55 年 12 月
7 日まで
権利者 大阪府大阪市北区中ノ島三丁目 1 番地
日本火炭株式会社

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続
を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び
破産者に対して債務を負担する者は、破産者にそ
の財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和 8 年（フ）第 2 2 6 号

青森市大字新城字平岡 225 番地
債務者 株式会社清藤木工
代表者代表取締役 清藤 栄造
1 決定年月日時 令和 8 年 7 月 31 日午後 1 時 30
分
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 木下 晴耕
4 破産債権の届出期間 令和 8 年 8 月 31 日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告の期日 令和 8 年 11 月 4 日午後 2
時

青森地方裁判所民事部破産係

令和 8 年（フ）第 1 8 2 号

盛岡市上田堤一丁目 5 番 11 号
債務者 有限会社アイビーマンションセンター
代表者代表取締役 佐々木光弘
1 決定年月日時 令和 8 年 7 月 31 日午後 1 時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 望月 敦允
4 破産債権の届出期間 令和 8 年 8 月 31 日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告の期日 令和 8 年 11 月 6 日午前 11
時 30 分

盛岡地方裁判所第 2 民事部

令和 8 年（フ）第 9 3 号

福島県いわき市平字十五町目 18 番地の 8
債務者 七海株式会社
代表者代表取締役 鈴木 大進
1 決定年月日時 令和 8 年 7 月 29 日午後 5 時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 新妻 弘道
4 破産債権の届出期間 令和 8 年 8 月 31 日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告の期日 令和 8 年 10 月 22 日午後 1
時 30 分
福島地方裁判所いわき支部

令和 8 年（フ）第 1 7 3 号

三重県鈴鹿市長太旭町六丁目 5 番 2 号
債務者 アサヒ防災有限会社
代表者取締役 長谷川 彰彦
1 決定年月日時 令和 8 年 7 月 31 日午前 10 時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 中西 正洋
4 破産債権の届出期間 令和 8 年 8 月 31 日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告の期日 令和 8 年 11 月 11 日午前 10
時
津地方裁判所破産係

令和 8 年（フ）第 1 4 5 号

富山県中新川郡舟橋村舟橋 987 番地
債務者 株式会社松田木材
代表者代表取締役 松田 靖
1 決定年月日時 令和 8 年 7 月 30 日午後 5 時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 太田 悠史
4 破産債権の届出期間 令和 8 年 9 月 2 日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告の期日 令和 8 年 10 月 29 日午前 10
時 45 分
富山地方裁判所民事部

令和 8 年（フ）第 2 1 1 号

岐阜県各務原市上中屋町三丁目 51 番地
債務者 丹羽治産業株式会社
代表者代表取締役 丹羽 龍夫
1 決定年月日時 令和 8 年 7 月 30 日午後 3 時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 中西 敏夫
4 破産債権の届出期間 令和 8 年 9 月 10 日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告の期日 令和 8 年 11 月 17 日午前 10
時
岐阜地方裁判所